



2019年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社ユーシン
 代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 岡部 哉慧
 (コード番号：6985、東証第一部)
 問合せ先 執行役員
 経理財務本部長 田尾 和也
 Tel:03 (5539) 6063

借入枠の設定（支配株主との取引）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、支配株主であるミネベアミツミ株式会社（以下、「ミネベアミツミ」といいます。）及び同社子会社より借入枠の設定（以下、「本取引」といいます。）を受けることを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 取引の概要及び理由

本取引は、当社グループの外部金融機関からの既存借入れ（以下、「本既存借入」といいます。）の借換えによって金利負担等を軽減するために必要な資金を調達することを目的として、ミネベアミツミ及びその子会社より、ユーシン及び子会社向けの借入枠（合計約 800 億円）の設定を受けるといふものです。（期間 1 年、無担保・無保証）

当社は、本取引により、本既存借入の借換えを行うことで当社の金利負担等が軽減され、当社の財務状況の早期改善に寄与するものと判断し、本日開催の取締役会において、本取引について決議いたしました。

借主	貸主	借入枠 (極度額)	借入形態	借入利率	資金用途
株式会社ユーシン	ミネベアミツミ株式会社	600億円	短期借入	変動金利 (各国の基準金利に、スプレッドを加算して決定)	設備資金、外部借入の返済資金等に充当する
U-Shin Holdings Europe B.V.	NMB-Minebea-GmbH	60百万ユーロ (約75億円)			
U-SHIN (THAILAND) CO., LTD.	NMB-Minebea Thai Ltd	500百万バーツ (約15億円)			
有信制造(中山)有限公司	Minebea Electronics & Hi-Tech Components (Shanghai) Ltd	350百万人民币 (約55億円)			
有信制造(無錫)有限公司	Minebea Electronics & Hi-Tech Components (Shanghai) Ltd	350百万人民币 (約55億円)			

(注) 本取引における金利、弁済期その他の主たる借入れに係る経済条件は、全体として、本既存借入の主たる経済条件と比較して同等以上に有利な内容となっており、その他特に当社にとって不合理な貸付条件は付されておられません。

2. 今後の見通し

本取引による2019年12月期の業績に与える影響につきましては、軽微であります。今後、公表すべき事実が発生した場合には、速やかに開示いたします。

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

2019年4月19日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ミネベアミツミによる公開買付け（公開買付期間：2019年2月15日から2019年4月10日まで）の結果、2019年4月10日付けで、ミネベアミツミは当社の支配株主（議決権所有割合：76.16%）となっており、本取引は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2019年5月8日付で公表いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書に記載しております「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は支配株主との取引等を行う際には、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様に、契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定することとしております。」と定めており、本取引はそれに適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本取引は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社取締役会において、本取引に関し慎重に協議、検討し、さらに下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社及びミネベアミツミと利害関係のない委員から構成される第三者委員会からの本取引に関する意見を取得するなどの措置を講ずることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで、本取引を行うことを決議しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及びミネベアミツミから独立した外部の有識者である西田章氏（弁護士、西田法律事務所）及び寺田芳彦氏（公認会計士、トラスティーズ・コンサルティングLLP）並びに当社の社外取締役であるダグラス・K・フリーマン氏（弁護士、フリーマン国際法律事務所）の3名で構成される第三者委員会を設置し、同第三者委員会に対し、(a) 本取引の目的が正当性を有するか、(b) 本取引の諸条件の妥当性が確保されているか、(c) (a) 及び (b) を前提に本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（総称して、以下、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

第三者委員会は、2019年4月23日に開催され、当社より提出された資料に基づき、当社から、

本取引の目的及び諸条件に関する説明を受けるとともに、これに関する質疑応答を行いました。

第三者委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2019年5月7日付で、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対して、以下の内容の答申書を提出しております。

(i) 本取引の目的の正当性

ミネベアミツミの支援のもと当社の海外グループの建て直し及び財務状況の改善等を実施することを目的としてミネベアミツミの完全子会社となるための一連の手続きが実施されており、ミネベアミツミによる公開買付けの結果、2019年4月10日付けで、当社はミネベアミツミの子会社となっており、今後、株式併合の方法により、ミネベアミツミの完全子会社となることが予定されているが、下記「(ii)本取引の諸条件の妥当性」に記載のとおり、本取引は、全体として、本既存借入よりも当社に有利な経済条件といえ、当社の財務状況の早期改善策の一施策として実施されるものであると認められることから、本取引の目的は正当である。

(ii) 本取引の諸条件の妥当性

本取引に適用される金利は、Tibor等を基準金利として一定のスプレッドを加算して決定されることとであり、極めて一般的かつ合理的な方法により適用金利が決定されている。本取引における諸条件は、①取引全体として、本既存借入の主たる経済条件と比較して当社にとって同等以上に有利な内容となっていること、②当社が、ミネベアミツミ以外の外部金融機関から本取引と同種・同規模の借入れを行おうとした場合には、本取引における経済条件と同等の条件で早期に借入れを実行することは容易ではないこと、③充当資金として必要かつ合理的な金額であること、④その他不合理な条件が付されていないことなどから、本取引の諸条件は妥当である。

(iii) 本取引が当社の少数株主にとって不利益でないか

上記(i)及び(ii)を踏まえて、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断する。

以 上